

処分基準

令和8年4月1日作成

法 令 名：古物営業法施行規則
根 拠 条 項：第29条
処 分 の 概 要：盗品売買等防止団体に係る承認の取消し
原 権 者：北海道公安委員会(各方面公安委員会)
<p>法 令 の 定 め：</p> <p>古物営業法施行規則第23条（盗品売買等防止団体に係る承認）、第26条第3項（盗品売買等防止団体に係る事業報告等）、第27条（盗品売買等防止団体に係る是正又は改善の勧告）</p>
<p>処 分 基 準：</p> <p>古物営業法施行規則第29条各号に該当する場合、次のように帰責事由が無い場合又は悪性がごく軽微な場合であって、かつ、当該事態を速やかに是正、回復等することが可能であると認められる場合で、現に是正、回復等しようとしているとき等を除き、承認を取り消すこととする。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 法人の責めに帰すことのできない事由により法人の役員が古物営業法第4条第1号から第5号までのいずれかに該当することとなった場合で、事実判明後、法人が速やかにその者の解任手続を進めているようなとき。</li> </ul>
<p>問 い 合 わ せ 先：</p> <p>北海道警察本部生活安全課保安課質屋・古物係 (電話011-251-0110)</p> <p>各方面本部生活安全課生活経済・保安・サイバー係 (函館方面の場合 (電話0138-31-0110)) (旭川方面の場合 (電話0166-35-0110)) (釧路方面の場合 (電話0154-25-0110)) (北見方面の場合 (電話0157-24-0110))</p>
備 考：